

民有地マッチング事業

拡 充

(保育対策総合支援事業費補助金 平成30年度予算案 381.4億円の内数)

【事業内容】

土地等所有者と保育園整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

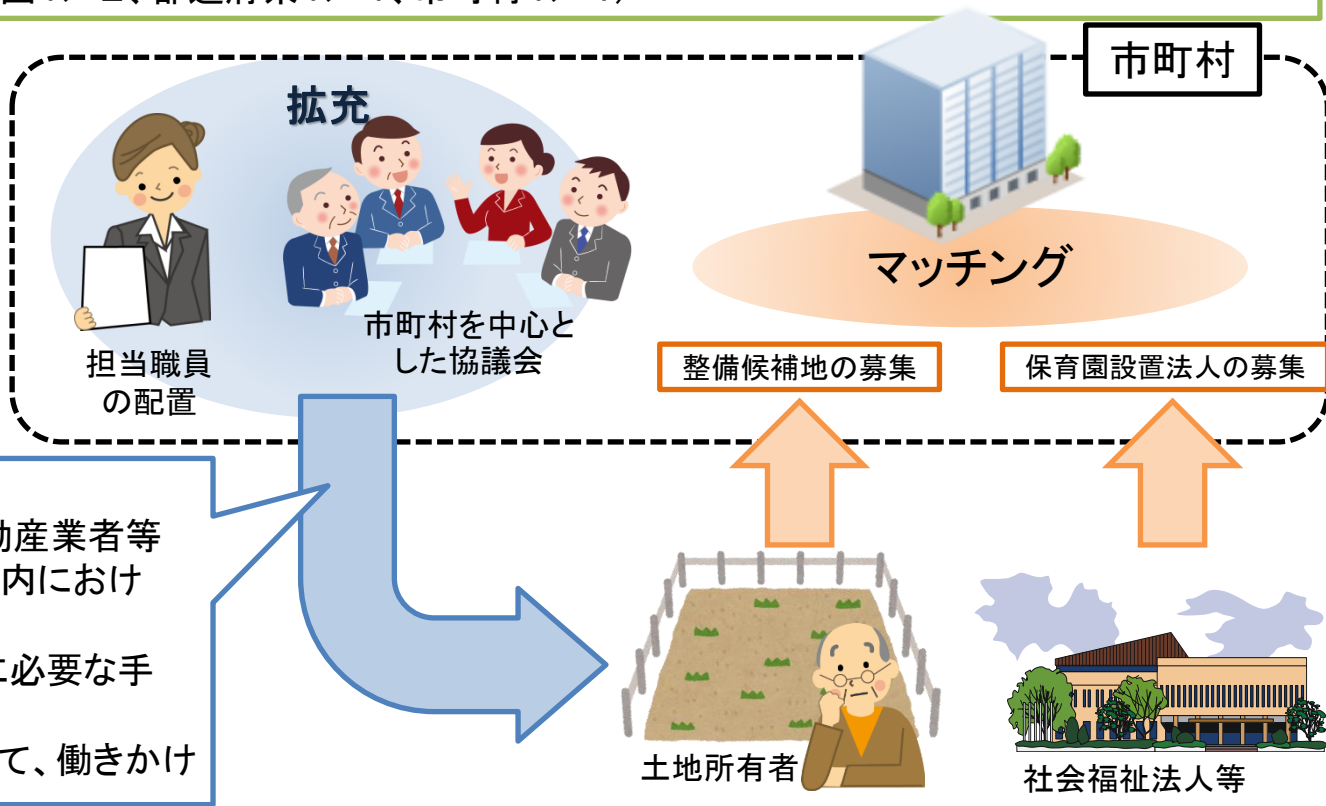
また、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や専任の担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う市町村について支援の拡充を図る。

【実施主体】都道府県、市町村

【補助基準額】 マッチング事業費	1自治体当たり	550万円
整備候補地の掘り起こし強化【拡充】	1自治体当たり	450万円
コーディネーターの配置経費	1か所当たり	440万円

【補助率】国1/2、都道府県1/2(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)

-109-



- 地域の不動産の情報を持つ不動産業者等と情報の共有を行うことで、市町村内における活用可能な物件を把握
- 不動産業者等と保育園の設置に必要な手続きや助成制度等について共有
- 把握された物件の所有者に対して、働きかけ

広域的保育園等利用事業

拡 充

(保育対策総合支援事業費補助金 381.4億円の内数)

【事業内容】

自宅から遠距離にある保育園等の利用を可能にするため、保護者にとって利便性の良い場所にある学校や児童館などに市町村が設置する子ども送迎センターから、原則、各保育園等の保育士等が付き添いのもと送迎バス等により送迎する場合や、園庭で十分な活動ができないおそれがある保育園等について、遠距離にある公園まで児童を送迎する場合に、送迎の実施に要する費用の一部を補助する。

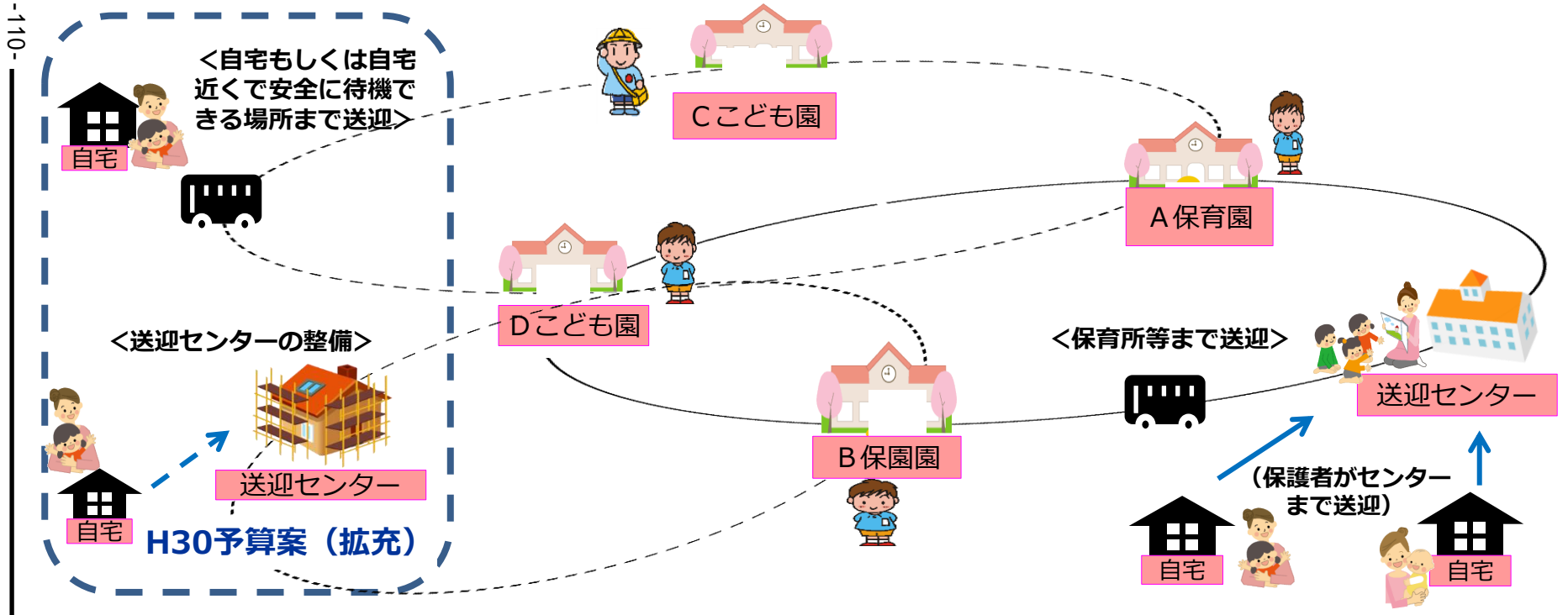
また、送迎バスが子ども送迎センターを経由せず、直接複数の利用者の自宅又は自宅近くの安全に待機できる場所のみを経由する場合や、送迎センターを設置するための改修経費についても補助対象とするよう、事業内容の拡充を図る。

【実施主体】 市町村

【補助率】 1/2 (国 1/2、市町村1/2)

【補助単価】 ①従来型 保育士等雇上費 500万円、運転手雇上等費 500万円、事業費 1,000万円
②直接送迎型 (拡充) 保育士等雇上費 500万円、運転手雇上等費 500万円、事業費 100万円
※この他、バス等購入費 1,500万円 (又は借上費750万円)
③送迎センターの改修 (拡充) 720万円

〈事業の概要〉



家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業

新規

(保育対策総合支援事業費補助金 381.4億円の内数)

【事業内容】

市区町村単位で、複数の家庭的保育事業者及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行うことができる体制整備を図るためのモデル事業を実施する。

コンソーシアム（共同事業体）に、連絡調整、保育環境の整備等を行うコンソーシアムコーディネーター（仮称）を配置するための費用の補助を行う。

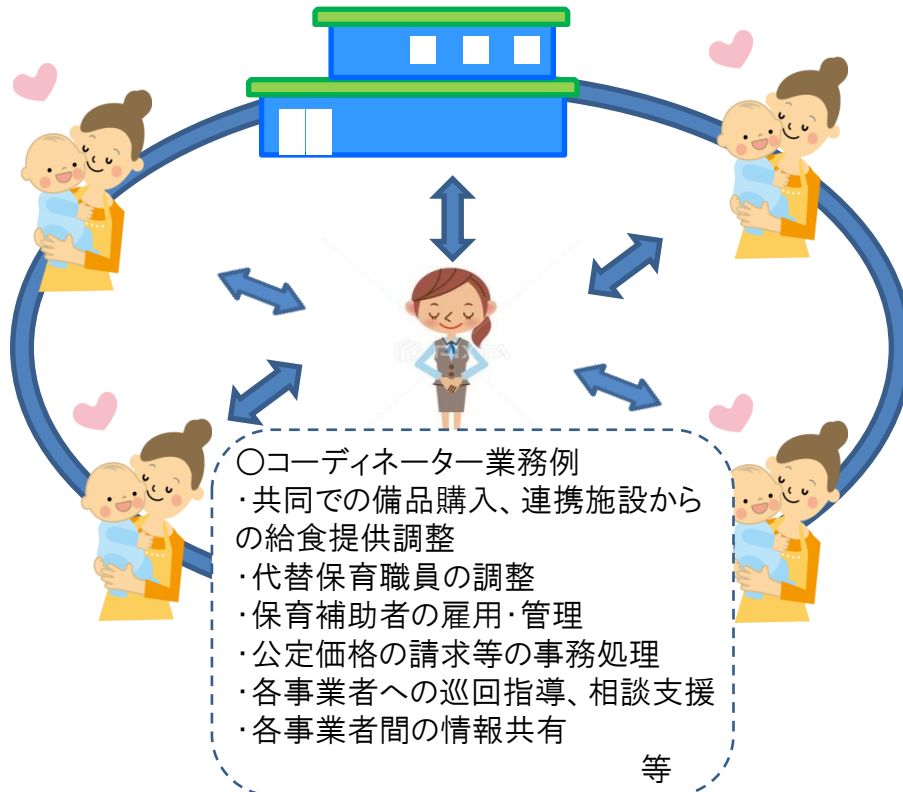
モデル事業を実施することにより、実施にあたっての問題点を明らかにするとともに、得られるノウハウを蓄積し、全国展開を図る仕組みを構築することを目指し、家庭的保育事業の更なる普及を図る。

【実施主体】市町村

【補助率】国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4

【補助単価】1自治体当たり8,180千円

111-



- コンソーシアムコーディネーター配置により、現在、保育ママが抱える不安や課題の解消を図る。
- （不安・課題）
- ・経営的不安(利用者の確保、補助者の雇用・管理)
 - ・孤立化、密室化
 - ・保育ママの病気や休暇取得時の代替保育確保の困難さ
 - ・公定価格の請求、保育料徴収、自治体への報告書作成、税務申告書類作成など事務処理の煩雑さ
 - ・連携施設の確保
 - ・自園調理

保育ママが保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業に参加しやすくなり、更なる保育ママの普及・質の向上を図ることが可能になる。

保育所等の整備の推進

平成29年度補正予算案 要求額 643. 0億円
 保育所等整備交付金 要求額 548. 4億円
 保育所等改修費等支援事業 要求額 94. 7億円

[趣旨]

- 平成29年6月に発表した「子育て安心プラン」について、若い世代の子育てへの安心を確かなものとするため、女性就業率8割に対応できる約32万人の保育の受け皿整備を前倒しし、32年度末までの3年間で整備
- 保育の受け皿の整備を確実に進めるため、「子育て安心プラン」による保育の受け皿拡大のうち3万人分を前倒しし、施設整備等を進めるための経費を補正計上

[実施主体] 市区町村

● 保育所等整備交付金(保育所緊急整備事業、小規模保育整備事業、保育所等防音壁整備事業、防犯対策強化事業)

保育所等、小規模保育事業所の創設、増築、老朽改築等に係る費用の一部支援

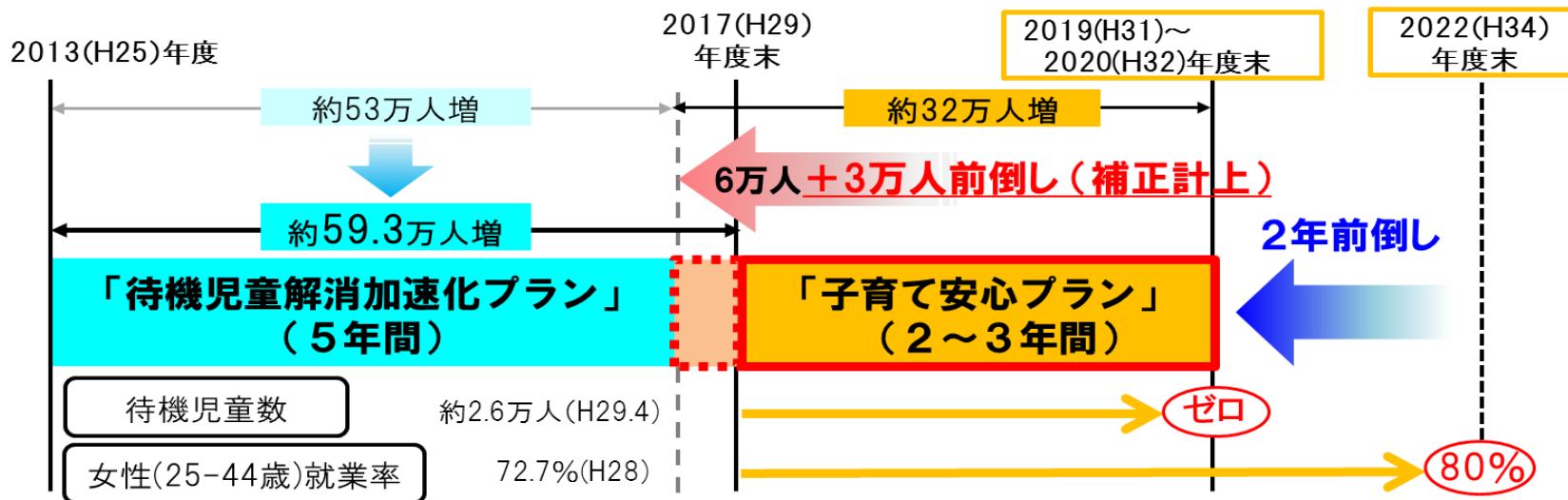
※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、補助率の嵩上げを実施(1/2 → 2/3)

● 保育所等改修費等支援事業

保育所等、小規模保育事業所の創設、定員の拡大、老朽化に伴う改修等に係る費用の一部支援

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、補助率の嵩上げを実施(1/2 → 2/3)

-112-



(保育対策総合支援事業費補助金)

【事業内容】

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。

【実施主体】 市区町村

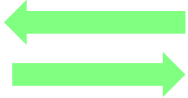
【補助単価】 1施設当たり 100万円

【補助率】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4



市町村

① 申請



③ 補助



保育所等

② システムの導入による
業務のICT化の実施



業務支援システム

【業務負担が軽減される例】



○保育に関する計画・記録

・手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。

○登降園管理

・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

【事業内容】

保育における重大事故については、睡眠中等の場面で発生しやすいことから、保育園等が、これらの場面における事故防止のために活用できる備品を購入することを支援する。

(備品の例) 無呼吸アラーム：呼吸の停止を感知した場合にアラーム音とランプにより警告

午睡チェック：乳幼児の身体の動きの回数の低下やうつぶせ寝状態になったことを感知した場合にアラーム音とランプにより警告

バウンサー：睡眠中も仰向けになり、顔が見えるため無資格者にも子どもの観察が容易なベビーチェア

【補正事由】

子育て安心プランによる保育の受け皿拡大と車の両輪である「保育の質の確保」の一環として安全かつ安心な保育環境の整備を進めるため、保育園等における事故防止対策を推進することを目的として補正計上する。

【実施主体】 市町村

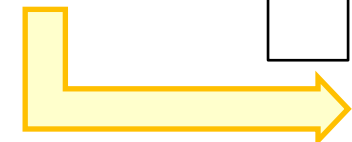
【補助率】 国：1/2、市町村：1/4、事業者：1/4

【補助単価】 子ども1人当たり3万円

【自治体】



保育園等



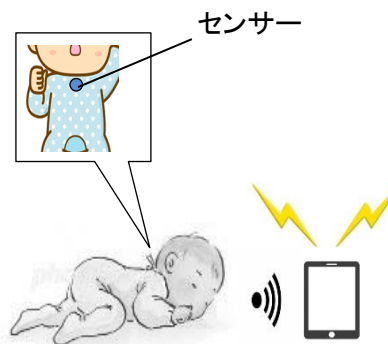
費用の補助

(例) <無呼吸アラーム>

備品の購入



<午睡チェック>



<バウンサー>



1. 大綱の概要

個人又は法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等及び構築物については、15%）の割増償却ができることとする。

2. 制度の内容

2018年度～2019年度に
企業主導型保育施設を新設・増設



3年間の割増償却

普通償却費
+
普通償却限度額の12%
(建物等及び構築物は15%)

減価償却資産

①企業主導型保育施設の建物等



②幼児遊戯用構築物等

- ・遊戯用の構築物
- ・遊戯具
- ・家具
- ・防犯設備



認可化移行運営費支援事業の拡充(イメージ)

平成30年度所要額
98.4億円(公費)

- 「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿確保策の一環として、既存の認可外保育施設の認可化を推進することが重要。
- このため、認可化移行運営費支援事業について、平成30年度においては、以下の拡充を行う予定。
 - ・将来的な認可化(=公定価格による運営費補助)を視野に、公定価格をベースとした仕組みとすることとし、①段階的に**公定価格ベース(基本分単価+所長設置加算)の2/3の補助水準**まで引き上げるとともに、②定員に応じて補助額が逡減する仕組みを導入※
 - ・規制改革推進会議の第2次答申を踏まえ、**待機児童への支援策を強化するため、保育の受け皿整備が必要である地方公共団体が待機児童対策協議会に参加する場合に補助額を上乗せする仕組みを導入**
- 平成31年度においては、補助基準額及び利用者負担の水準について幼児教育無償化の議論等を踏まえ更に検討。
 - ※収入が減少する施設については、経過措置を設定

《拡充のイメージ》(有資格者10割の場合) ※有資格者6割又は1/3以上の場合の補助基準額については、人件費の差額相当分を減額。

